
令和3年度 生涯学習課 事業概要

滋賀県教育委員会事務局
生涯学習課

1 生涯学習の推進

- (1) 学習機会の提供と地域人材の育成・確保
- (2) 学習情報の提供

5 地域・家庭の教育力の向上

- (1) 家庭の教育力の向上
- (2) 「地域の力を学校へ」推進事業
- (3) 学校を核とした地域力強化プラン事業
 - ① 地域と学校の連携・協働体制構築事業① ②
 - ② 地域における家庭教育支援基盤構築事業

4 子どもの体験活動の推進

- (1) 地域教育力活性化推進事業
- (2) 自然体験活動指導者養成事業

3 社会教育の推進

- (1) 県市町等社会教育体制の強化
- (2) 市町等人権教育推進事業
- (3) 滋賀県女性団体活動推進事業
- (4) 「中学生広場」の開催支援
- (5) 長浜バイオ大学ドーム宿泊研修館の運営

2 子ども読書活動の推進

- (1) 滋賀県子ども読書活動推進計画
- (2) 子ども読書活動推進事業

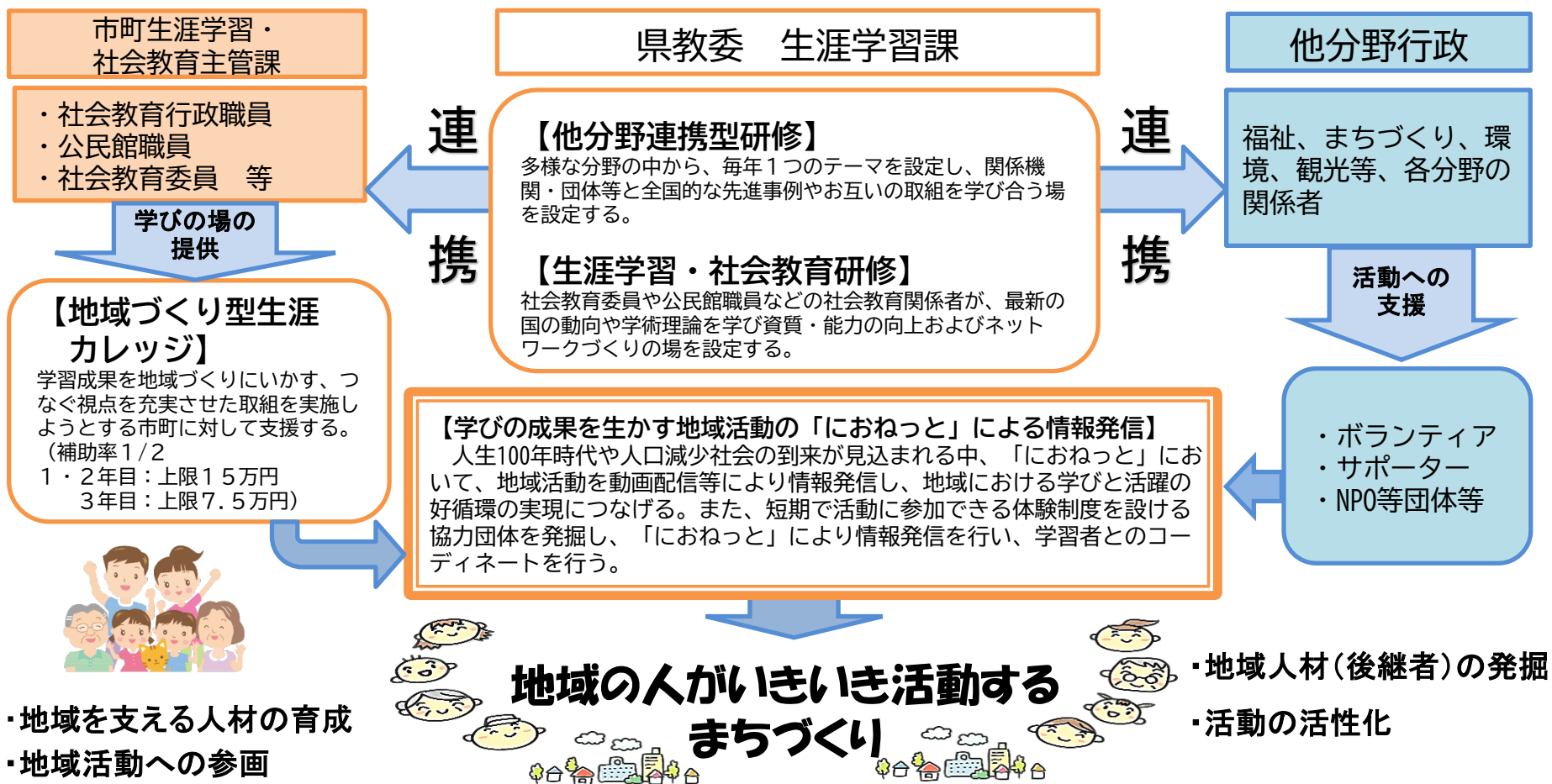
1 生涯学習の推進

(1) 学習機会の提供と地域人材の育成・確保

人生100年時代の地域における学びと活躍推進事業

方針

- 学びによる地域の活性化を図るため、市町が実施する絆づくりや活力ある地域づくりに結び付く学習機会提供の取組（地域づくり型生涯カレッジ）を推進する。
- 地域づくり型生涯カレッジの普及とともに、学習者と地域活動団体の交流の場として開催する「学びを生かす地域活動メニューフェア」を通して、学びの成果を生かすしくみづくりを行う。
- 「生涯学習・社会教育研修」に加えて、分野を超えた研修・交流の場として「他分野連携型研修」を実施し、社会教育関係者の資質・能力の向上およびネットワークづくりを図る。



(2) 学習情報の提供

講座の開催

2 子ども読書活動の推進

(1) 滋賀県子ども読書活動推進計画

【子ども読書活動推進の意義および目的】

豊かな語彙を獲得し、情緒を育み、様々な著者の知識や考えに触れて自己を形成していくことにつながる読書活動は、子どもが自己のアイデンティティを確立し、自ら考えて生きていく力を身につけて社会の一員となるための大切な活動である。

第4次滋賀県子ども読書活動推進計画を基に「すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくり」を基本目標に、子どもの読書活動を推進していく。

第4次滋賀県子ども読書推進計画（期間：H31～R5年度）

【課題】

- ・ 学校段階が進むにつれた読書率の低下
- ・ 自主的な読書習慣の形成が不十分
学校の授業以外での、普段（月曜日から金曜日）
1日当たりの読書時間が10分以上の児童生徒の割合
平成30年度
滋賀県：小64.1%・中46.8%
全 国：小66.2%・中53.5%
- ・ 全国平均と比べ、未だ不十分な学校図書館の環境整備



基本目標：すべての子どもがいつでもどこでも
楽しく読書ができる環境づくり

【重点的に取り組む事項】

- ・ 就学前からの読書習慣の形成
- ・ 高校生の読書への関心を高める取組
- ・ 学校図書館の環境のさらなる改善・機能強化

2 子ども読書活動の推進

(2) 子ども読書活動推進事業

子どもが楽しみながら自主的に取り組む読書活動の推進

就学前からの読書習慣の形成

☆「おうちで読書」推進事業(生涯学習課)

- 親子が集まるイベント等を活用した読書に関するアウトリーチ型啓発の普及
- ・市町と連携したブース出展
- ・コロナ禍でも可能なアウトリーチ活動の実施とマニュアルの作成

☆読書啓発冊子の作成・配付(生涯学習課)

- ・市町の乳幼児健診時に全員配付
- ・デジタル版を「におねっと」に掲載

子ども読書に関わる人材育成

☆子ども読書学習講座の開催(生涯学習課)

- ・学校・図書館・ボランティアを結ぶ実践発表会
- ・ボランティア・ステップアップ講座
- 子どもの読書活動に関わる人々への支援事業(図書館)

子どもにとって「よい本」を選ぶ力の向上のための研修・選定用資料の整備、展示会の開催、選書への司書による指導・助言

読書に対する興味・関心を広げる取組の普及

☆「おすすめ」で広げる読書の推進(生涯学習課・図書館)

- ・おすすめ本ポスターの作成、学校への配付
- ・小学生からの「おすすめ本」の募集
- ・ブックトークのガイドブック・動画の作成・公開

○高校生読書率向上プロジェクト(生涯学習課)

- ・ビブリオバトル指導者派遣
- ・「しがはいすくーるおすすめ本50選」の実施

学校図書館の環境のさらなる改善・機能強化

☆学校図書館を活用した楽しむ読書の推進(図書館・生涯学習課)

- ・学校図書館活用支援員の小中学校への派遣
- ・「子ども読書活動支援センター」(におねっと)における学校図書館活性化の重要性にかかる発信強化

○読書活動を支える環境整備(高校教育課)

- ・図書資料の更新
- ・教科等と結びついた活用の促進
- ・図書館横断検索システム導入による学校間の相互貸借の促進

外国にルーツを持つ子どもたちの読書活動支援

- 子どもに向けた多文化サービス推進事業(図書館)
- ・多言語の図書の整備と提供

○子ども読書活動推進協議会の開催(生涯学習課)

- 図書の貸出・読書相談等の児童サービスの実施
- 資料整備・協力車の運行による資料の貸出等の市町立図書館への支援
- 研修・人事交流や県公共図書館協議会における事業等、市町立図書館との連携・協働(図書館)

すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくり

3 社会教育の推進

(1) 県市町等社会教育体制の強化

① 県社会教育委員会議の開催

社会教育に関して教育委員会に助言する社会教育委員会議を運営。

② 社会教育連絡体制支援事業

県PTA会長等代表者研修会を開催するほか、社会教育関係団体(4団体)が実施する事業に対し補助。

③ 社会教育体制強化支援事業

社会教育主事有資格者、社会教育士の養成促進。(受講周知)



上段: 国社研(1～2月にも実施)
下段: 和歌山大学

※市町担当者・公民館職員等の方々には、滋賀県社会教育研究大会および他分野連携型研修会への参加を呼びかける。

(2) 市町等人権教育推進事業

① 人権教育指導研修事業

社会教育における人権に関する学習活動を総合的に推進。

- 人権教育啓発冊子「波紋」の作成
- 「社会教育における人権学習の手引き」の活用促進
- 人権に関する視聴覚教材の購入・貸出



② 県人権教育推進協議会事業補助

県人権教育推進協議会が実施する事業に対し補助。

③ 市町等人権教育推進協議会等事業補助

市町が設置する人権教育推進協議会等が実施する事業および人権教育推進員等の活動に対し補助。

④ 滋賀県人権教育研究大会

第65回滋賀県人権教育研究大会の実行委員構成団体として人権教育課とともに参画。

(3) 滋賀県女性団体活動推進事業

- 県内の地域女性団体の組織強化や人材育成等を目的に、滋賀県地域女性団体連合会が実施する研修事業等に対し補助。
- 一般財団法人滋賀県婦人会館が、会館を拠点に実施する各種研修事業等に対し補助。

(4) 「中学生広場」の開催支援

「中学生広場「私の思い2021」県広場」の開催に要する経費の一部を、滋賀県青少年育成県民会議に対し補助。

(5) 長浜バイオ大学ドーム宿泊研修館の運営

青少年の活動拠点として、長浜バイオ大学ドーム(長浜ドーム)宿泊研修館を運営。

指定管理者: 一般財団法人滋賀県青年会館(R1～R5)

4 子どもの体験活動の推進

(1) 地域教育力活性化推進事業

① しがこども体験活動実践交流会等の実施

● 自然体験活動安全対策研修会の開催

自然体験活動を行う上で、事故を未然に防止し安全対策に万全を期するため、企画、事前準備、実施の各段階における安全管理、参加者も含めたスタッフの安全教育の徹底、緊急時の対応などについて研修会を開催。

[子ども・青少年局との連携]

● しがこども体験活動実践交流会の開催

子どもの体験活動の機会と場の充実を図るため、地域における子どもの体験活動の実施団体や施設運営者など関係者が一堂に会し、事例発表や情報交換を行う「しが子ども体験活動実践交流会」を開催。[子ども・青少年局との連携]

② 通学合宿等の宿泊体験活動の推進

地域において、子どもたちが地域の方の支援を得て、通学・家庭学習・炊事・洗濯などの日常生活の基本を自分たちの力で行う宿泊体験活動を推進し、子どもを主体とした地域づくり、顔と名前が一致する地域づくりを図る

通学合宿とは

子どもたち(小学生・中学生)が地域の人々の協力を得て、公民館や自治会館などで一定の期間(3～7日間)寝泊まりし、炊事や洗濯などを自分たちの力でやり、学校に通う体験活動です。

期待される効果

子ども	自主性、生活力、協調性が身につく、規則正しい生活ができるようになります。
保護者	子どもと地域のつながりや、家庭教育について考えを深める機会となります。
地域	地域の絆が深まり、ボランティア活動への参加意欲が高まります。



(2) 自然体験活動指導者養成事業

① 自然体験活動指導者養成研修会の開催

子どものコミュニケーション能力を高め、子ども同士の人間関係づくりに効果的な「しが心の冒険プログラム(SMAP)」の普及を図るため、教員や体験活動指導者等を対象とした研修を行い、SMAP指導者を養成することにより、自然体験活動をはじめとした体験活動の質的充実を図る。

「SMAP研修会2021」の開催

豊かな人間関係づくりの推進

◆緊張をほぐす
アイスブレイクを中心に。

- しが心の冒険プログラムの基本
- 出合いのゲーム
- 知り合うゲーム

- オンデマンド配信による研修を予定
- 「におねっと」に活動のヒントを掲載



こんな力をつけたいときに

学級集団づくり

- 友だち関係形成のきっかけづくりに
- クラスを団結させたいときに

チームワーク

- クラブ活動でチーム力を高めるために
- 生徒会活動を円滑に進めるために

5 地域・家庭の教育力の向上

(1) 家庭の教育力の向上

① 家庭教育活性化推進事業

●「訪問型家庭教育支援」モデル構築・普及

- ・地域住民等で構成される家庭教育支援チームが不安や悩みを抱える家庭に訪問し、相談対応や情報提供、専門機関への橋渡しなどを行う「訪問型家庭教育支援」の普及を図る。
- ・教育と福祉の専門的な知見を有する県SSWSVをモデル市町に派遣して、連携体制の構築や地域人材の発掘育成等の具体的なノウハウを蓄積し、手引きを活用した研修を行う。

●家庭教育支援の研修

- ・各市町の家庭教育支援者や行政担当者、学校、福祉関係者などを対象に、研修会と交流会を開催する。

●企業・事業所等家庭教育サポート講座

- ・企業や事業所等での家庭教育学習講座の開催にあたり、専門的な知識や経験を持つ講師を派遣する。

●PTA子育て・親育ち講座

- ・子どもとの関わり方や基本的な生活習慣の大切さ等について、保護者が学び、子育ての不安の解決方法等についても資料を活用し、効果的に学べる講座を実施することで、家庭教育の学びの機会を広くサポートする。



企業内家庭教育学習講座の様子



家庭教育リーフレット「インターネットと子育て」(R3.3月発行)



家庭教育学習資料
(幼稚園用・小学校用・中学校用)

家庭教育学習講座を開催するにあたり、家庭教育リーフレット「インターネットと子育て」「家庭教育学習資料」を活用。様々な家庭教育の学びのテーマで親同士が子育ての経験を語り合い、学び合うことをとおして、家庭の教育力向上を進める。

② 企業内家庭教育促進事業

滋賀県家庭教育協力企業協定制度(しがふぁみ)

家庭の教育力向上に向けた職場づくりに、経営者・従業員をあげて自主的に取り組んでいただける企業と滋賀県教育委員会が協定を結び、子どもたちの健やかな育ちのための取組を推進する制度。

協定締結事業所数

1,490
事業所



家庭教育啓発ポスターの作成

家庭教育をテーマにキャッチコピーを公募すると同時に、しがふぁみ協定締結企業より協賛をいただき、ポスターを作成。

企業・学校・図書館・公民館等、県内およそ2,600箇所に配布し、家庭教育の重要性を啓発。



③「おうちで読書」推進事業

地域の読書ボランティアや、しがふぁみ協定企業の協力を得て、大型量販店、各種イベント等に読書ブースを出展し、主に幼児期から就学前の子どもをもつ保護者に対して、アウトリーチ型の啓発活動を展開する。



おうちでどくしょ

④「早寝・早起き・朝ごはん」の取組推進

「早寝・早起き・朝ごはん」の取組を推進するため、他課との連携やCD、ジャンパー、のぼり旗、啓発冊子の配布啓発物品の貸出し等による周知・啓発をする。

おうちで読書ブース出展時に啓発絵本を紹介・配付するなど、効果的な手法での周知・啓発も実施。

⑤ 県立施設の無料開放

毎月第3日曜日を「家族ふれあいサンデー」として、親子・家族連れで来館(場)される方を対象に県立施設(4施設)の無料開放を実施。



5 地域・家庭の教育力の向上

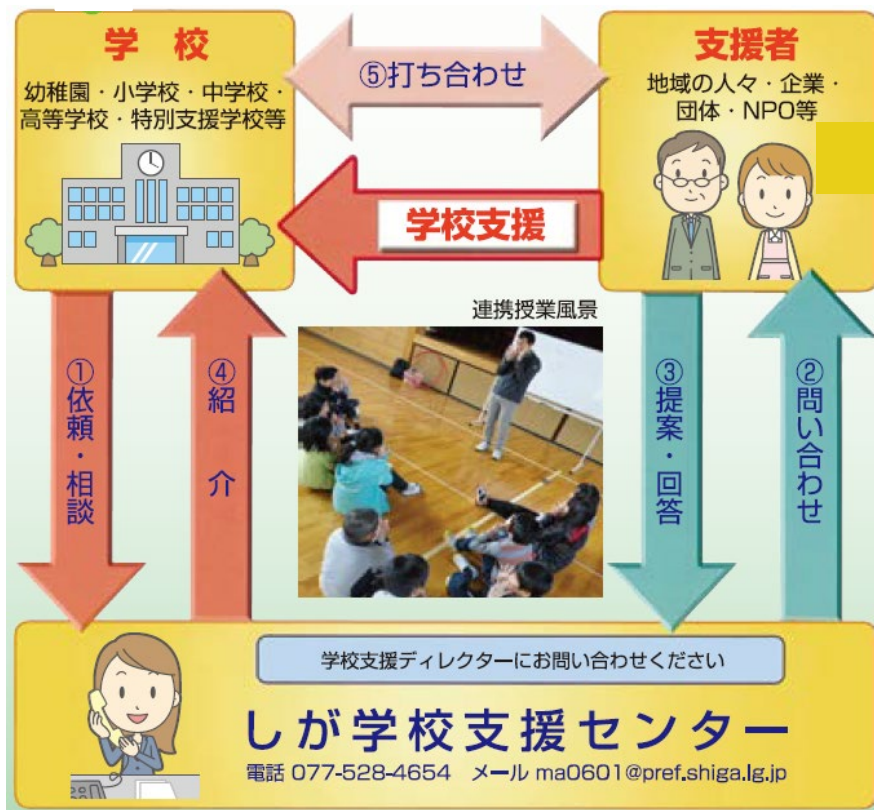
(2)「地域の力を学校へ」推進事業

- ①「しが学校支援センター」運営事業
- ② 学校支援ディレクターの配置及び「学校支援メニュー」の充実

「しが学校支援センター」に配置している学校支援ディレクターが、豊富な知識や経験を持つ地域の人々・企業・団体・NPOなどの支援者と学校とをコーディネートし、連携授業を推進することにより、教育内容の充実を図る。

学校支援メニュー数
305メニュー

連携授業までの流れ



- ③「学校支援メニュー」の紹介

企業・団体等が教職員に対して出前授業や見学受入れ等を行うメニューを紹介
(メニューのリニューアル)



- ④「地域連携担当者」等新任研修の開催

学校と地域を結ぶ指導的な役割を担う教職員を養成
(県内小中学校の校務分掌に位置付け、県内公立学校の担当者を対象に実施)



連携授業の実践例



パイプオルガン鑑賞会
文化・伝統・芸術＜小学校＞



選挙を体験してみよう
社会・金融・経済＜中学校＞



生活衛生と「すし」実習
キャリア教育＜高校＞



牛乳ってすごいね
食育＜特別支援学校＞

5 地域・家庭の教育力の向上

【補助率】	国	1/3
	都道府県	1/3
	市町村	1/3

(3) 学校を核とした地域力強化プラン ①地域と学校の連携・協働体制構築事業①

地域住民等の参画により、地域の将来を担う人の育成を社会全体で担うとともに、持続可能な地域の教育基盤の形成を図る。
地域と学校が連携・協働し、将来を担う子どもたちの教育を支えるため、幅広い層の地域住民や企業・団体等の参画により、県民一人ひとりが当事者意識をもって地域を創生する活動として、「地域学校協働活動」を推進する。

県

推進協議会の設置

- 総合的な教育支援活動の在り方の検討
- コーディネーター等を対象とした研修の企画
- 事業の評価

市町

運営委員会の設置

- 教育委員会と福祉部局等の連携方策
- 地域の人材確保方策の検討
- 支援体制の整備・支援活動の実施 等

統括的な地域学校協働活動推進員 (統括的なコーディネーター)

- ・未実施地域における取組実施を推進
- ・地域コーディネーターの資質や活動の質の向上

地域学校協働活動推進員 (地域コーディネーター)

- ・地域住民等や学校との連絡・調整
- ・地域学校協働活動の企画・推進等

地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)を中心に、様々なボランティアが緩やかなネットワークを構築し、**地域学校協働活動**を推進

補助要件

- ① コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること
- ② 地域学校協働活動推進員を配置すること

「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の
一体的推進

地域人材等の参画



多数のボランティア等

教育活動推進員
教育活動サポーター
学習支援員

特別支援サポーター

協働活動サポーター
協働活動支援員

地域学校協働本部

地域学校協働活動

- 地域と学校が連携・協働する仕組みづくり(本部)を促進し、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する活動を実施
(R3) **12市町130本部**

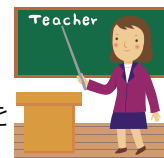
- ・学校支援活動
- ・学校周辺環境整備
- ・郷土学習
- ・学びによるまちづくり
- ・地域人材育成
- ・地域行事への参加 等



地域未来塾

- 中学生を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力による学習支援を実施
(R3) **6市町31教室**

- ・放課後や長期休業中に学習を深めたいすべての子どもに学ぶ機会を提供



放課後子ども教室

- 放課後の子どもたちの「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」の充実
(R3) **7市町35教室**

- ・活動拠点(居場所)の確保
- ・放課後等の学習指導
- ・自然体験活動支援
- ・文化活動支援 など

- 放課後児童クラブ(首長部局)と連携



土曜日の教育支援

- すべての子どもたちの土曜日の教育活動を充実させるため、外部人材等の参画により、特色・魅力のある教育プログラムを企画・実施
(R3) **3市町32室**

- ・民間企業・団体等を中心として多様な経験や技能を持つ人材等の協力を得た支援体制の構築



5 地域・家庭の教育力の向上

【補助率】

国 1/3

都道府県 2/3

(3) 学校を核とした地域力強化プラン ①地域と学校の連携・協働体制構築事業②

趣旨

- ・学校が抱える課題の解決を図り、子どもたちの教育活動等を一層充実していく観点から、地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」への転換を目指すことが必要であり、学校運営協議会の設置が努力義務化された。
- ・「学校運営協議会制度」に関する研修機会の拡充等を図り、制度や事例についての理解を深めることを通じて、県内の学校運営協議会設置校の一層の拡大や取組の充実を図る。また市町や県立学校のコミュニティ・スクールの立ち上げや推進体制の構築に向けて助言を行うアドバイザーを県に配置し、各市町や県立学校を訪問して助言を行うとともに、県内全域において市町と県立学校との関係の構築や情報の共有を推進する。

CS導入・運営の充実に向けた支援体制の構築

国庫補助事業「地域と学校の連携・協働体制構築事業」として実施 補助率：国1/3

①CSアドバイザー派遣

市町・県立学校のCS立ち上げや推進体制構築に向けた助言や設置後のアフターフォロー

②コミュニティ・スクールの研修の充実

推進フォーラム・学校管理職研修会・事業成果報告会等開催

③推進協議会・連絡協議会の開催

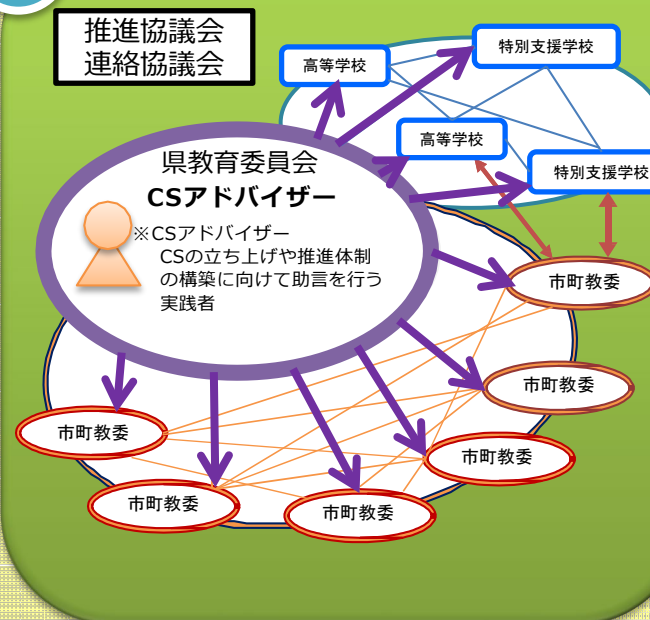
④学校運営協議会設置（県立学校）

コミュニティ・スクールの設置拡大および取組が充実することにより得られる効果

- 学校教育の質の向上および学校支援活動の充実
 - 地域と学校が、共通したビジョンをもった主体的・能動的な取組の展開
 - 地域の学校理解の深まり、当事者意識の向上
- 社会総がかりで子どもたちを育む

→地域と学校の連携・協働体制の構築により、教職員が子どもと向き合う時間が確保される。

県



5 地域・家庭の教育力の向上

令和3年度実施予定

(9市町18活動)

【補助率】

国 1/3

都道府県 1/3

市町村 1/3

・彦根市
・湖南市

・近江八幡市
・高島市

・草津市
・日野町

・栗東市
・竜王町

・甲賀市

(3)学校を核とした地域力強化プラン ②地域における家庭教育支援基盤構築事業

背景

核家族化、共働き家庭・ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化中、子育ての悩みや不安を抱えた家庭の増加など、家庭教育を行う上での困難な現状がある。また、様々な課題抱えつつ、地域から孤立し、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な家庭など、支援が届きにくい家庭への対応や、今般のコロナ禍での生活不安やストレスによる児童虐待等のリスクの高まりも懸念され、地域全体での家庭教育支援の必要性が一層高まっている。

趣旨

家庭や地域と学校との連携・強化を図りつつ、家庭教育支援体制の構築及び家庭教育を支援する取組に加え、訪問型家庭教育支援を含めた家庭教育支援活動の強化を図る取組の推進等により、全ての保護者が保護者が安心して家庭教育を行うことができる支援体制の仕組みづくりを行い、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を行うための基盤を構築する。

県

家庭教育支援推進協議会の設置

- ・家庭教育支援活動等の在り方
- ・「訪問型家庭教育支援」の効果的な手法等の普及
- ・子育ておよび家庭教育支援の研修・交流
- ・上記およびその他必要なことに関する協議



◆家庭教育支援員等に対する研修会の実施

家庭教育支援活動の現状、地域の協力者の確保、資質向上の方策、家庭や地域と学校との連携・協働の推進方策、訪問型家庭教育支援等に係る研修情報交換・情報共有を図るための研修



①運営委員会等の設置

- ◆家庭教育支援体制の整備、支援活動の実施
- ◆地域の人材確保や要請方策の検討
- ◆福祉部局等との連携方策等

②家庭教育支援に関する推進体制の構築

- ◆家庭教育支援に関わる地域の多様な人材の養成
- ◆家庭教育支援員等の配置
- ◆「家庭教育支援チーム」の組織化
- ◆家庭教育支援員等に対する研修の実施

③家庭教育に関する取組の展開

- ◆保護者への学習機会の効果的な提供
- ◆親子参加型行事の実施
- ◆家庭教育に関する相談対応や情報提供
- ◆保護者に寄り添うアウトリーチ型支援の実施



滋賀県内における家庭教育支援の基盤を構築



(県実施の「訪問型家庭教育支援」モデル構築・普及事業)

様々な問題を抱えつつも、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な保護者などに対して、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者の居場所（自宅や学校、乳幼児健診の場など）に出向いて、個々の保護者に対する相談対応や情報提供を実施する。

(地域の多様な人材による家庭教育支援員、家庭教育支援チームの取組)